



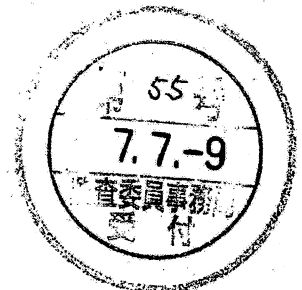
帯人事第 159 号
令和 7 年 7 月 8 日

帯広市監査委員 廣 瀬 智 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 7 年 3 月 26 日付帯監査第 113、114 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



財政援助団体等監査指摘	措置状況
1 出資団体監査 監査の結果、出資目的等に沿った事業運営が行われており、収入、支出及び契約締結等の予算執行については、おおむね適正に行われていることを確認しました。 しかしながら、監査の結果に記載のとおり、収入事務について、領収書等の取扱いに不備があった事例や、支出事務について、支払の時期に関し、契約書の規定に沿わないまま処理が進められた事例など、一部改善を要する事項が見受けられたところです。 所管部課においては、必要に応じて財団への指導助言を行い、財団においては、所管部課の指導に応じた適切な措置を講じ、今後の適正な事務の確保に努められることを期待いたします。	1 出資団体監査においては、出資目的等に沿った事業運営や予算執行が行われていると評価をいただいたところですが、現金の領収の取扱いに不備があった事例や、支払期限の超過など、一部改善を要する事項が見受けられたところです。 今後も、出資団体の健全な経営や経営状態の把握等に努め、適正な運営が図られるよう、適宜、指導・助言を行い、改めて住民福祉の向上に寄与すべく取り組んでまいります。